

# 匝瑳市WEBページ広告取扱要領

平成20年1月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、匝瑳市のWEBページ（以下「市WEBページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市WEBページ 匝瑳市が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 市WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市WEBページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市WEBページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲については、匝瑳市広告掲載に関する要綱（平成19年匝瑳市告示第74号）及び匝瑳市広告掲載基準（平成20年1月17日制定）の定めるところによる。

2 匝瑳市の市税等の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル×横150ピクセル
形式	G I F（アニメーションG I F不可）・J P E G ・P N G
データ容量	10KB以下
その他	画像のスライス（分割）不可

(広告掲載の位置)

第6条 広告を掲載する位置は、市長が指定する。

(広告の掲載期間及び枠数)

第7条 広告の掲載期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位とし、最大12月まで連続して掲載できるものとする。この場合において、年度を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告掲載枠数は、最大10枠とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、市WEBページ及び広報そうさにより行うものとする。

2 前項の募集は、毎年3月に翌年度分の広告掲載について行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告掲載希望者を随時募集するものとする。

4 市長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、WEBページ広告掲載申込書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)

(2) 画像データを印刷したもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込みの提出があったときは、速やかに申込書の内容を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者にWEBページ広告掲載許可・不許可決定通知書(第2号様式)により通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が第7条第2項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 第1順位 匠瑤市の区域内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

4 前項の規定による方法によっても、広告掲載希望者が第7条第2項に規定す

る枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載の許可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載したWEBページ広告掲載承諾書(第3号様式)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定した場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の年度に、3月以上広告を掲載する場合の広告掲載料は、当該広告掲載期間の月数を3で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に1枠当たり25,000円(消費税及び地方消費税含む。)を乗じて得た額とする。この場合において、当該広告掲載期間の月数を3で除して得た数に1未満の端数を生じた場合の広告掲載料は、前段の規定により求めた額に、当該端数が0.5未満のときは1枠当たり10,000円(消費税及び地方消費税含む。)を、当該端数が0.5以上のときは1枠当たり20,000円(消費税及び地方消費税含む。)を加えた額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括納付するものとする。

(遅延利息)

第14条 広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、匝瑳市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定利率(民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率をいう。)で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第15条 広告の内容及びデザイン等については、匝瑳市及び市WEBページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、匝瑳市が審査を行うとともに、広告主と匝瑳市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

(広告内容等の変更)

第16条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある又は匝瑳市広告掲載に関する要綱、匝瑳市広告掲載基準その他匝瑳市の定める広告に関する規程(以下「要綱等」という。)に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市WEBページへの広告掲載が適切でないとして市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、市WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以後の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第20条 広告掲載期間内に、匝瑳市の都合で市WEBページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、匝瑳市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第22条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに匝瑳市秘書課に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第23条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、匝瑳市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

(令和3年11月から令和4年3月までに係る広告掲載料に関する特例措置)

2 令和3年11月から令和4年3月までの広告掲載料に限り、第13条第1項の規定の適用については、同項第1号の規定中「10,000円」とあるのは「5,000円」と、同項第2号の規定中「25,000円」とあるのは「12,500円」と、「10,000円」とあるのは「5,000円」と、「20,000円」とあるのは「10,000円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成24年8月2日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年1月21日市長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、市長決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 施行日以後の匝瑳市WEBページへの広告掲載に関し第9条の規定による広告掲載の申込みその他準備行為については、施行日前においても、行うことができる。

附 則 (令和2年10月29日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年10月8日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年6月21日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所

会社・団体名

代表者名

WEBページ広告掲載申込書

匝瑳市公式ホームページへの広告掲載について、「匝瑳市広告掲載に関する要綱」及び「匝瑳市広告掲載基準」に基づく条件等について承諾の上、下記のとおり申し込みます。また、匝瑳市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

記

1 掲載を希望する バナー広告	ファイル名					
	規 格	縦	P	横	P	容量
2 添付媒体(完全な ウイルスチェック をしたもの)	<input type="checkbox"/> CDなどの光学ディスク <input type="checkbox"/> その他 ( )					
3 リンクするホー ムページアドレス						
4 掲載希望期間	年 月から 年 月まで ( 月)					
(連絡先)	電話					
	F A X					
	E-mail					
	担当者名					

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 画像データを印刷したもの
- 3 その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



WEBページ広告掲載許可・不許可決定通知書

匝瑳市WEBページ広告取扱要領第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載許可

1 広告掲載位置	
2 広告内容 (ファイル名)	
3 掲載期間	年 月から 年 月まで ( 月)
4 広告掲載料	金 円
5 納付期限	年 月 日
6 その他	

2 掲載不許可

(掲載不許可理由 )

第3号様式（第11条関係）

WEBページ広告掲載承諾書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所

会社・団体名

代表者名

匝瑳市WEBページへの広告掲載に当たり、下記の事項について承諾いたします。

記

1 WEBページへの広告掲載について

WEBページへの広告掲載に当たっては、匝瑳市広告掲載に関する要綱、匝瑳市広告掲載基準及び匝瑳市WEBページバナー広告表現に関するガイドラインを遵守します。

2 掲載期間について

WEBページへの広告掲載期間は 年 月から 年 月までの月間とします。

3 広告掲載料について

広告掲載料は、計 円（ 円/月× 月）とし、市長が指定する期日までに一括納付いたします。

4 掲載広告に関する責務について

掲載するWEBページへの広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものといたします。また、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証いたします。なお、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決いたします。